

国立民族学博物館名義使用に関する規則

〔平成16年4月6日〕
規則第 19 号

(趣旨)

第1条 国立民族学博物館(以下「本館」という。)の名義使用に関することについては、この規則の定めるところによるものとする。

(名義使用申請者)

第2条 本館は、民族学・文化人類学に関連する学術の発展並びに普及に寄与する諸事業に対し、次に掲げる名義使用申請者から願い出のあったときは、これを許可することができる。

- (1) 官庁
- (2) 学校及び学校の連合体
- (3) 地方公共団体
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体(ただし、宗教法人を除く。)
- (5) 報道関係機関
- (6) その他館長が適当と認めるもの

(名義使用の願い出)

第3条 本館の名義使用を願い出ようとする者は、別紙様式をもって館長に申請しなければならない。

(事業計画の変更)

第4条 名義使用申請者は、願い出当時の事業計画に変更があったときは、直ちに変更を届け出なければならない。

(事業報告)

第5条 名義使用申請者は、事業終了後、直ちにその結果について報告書を提出しなければならない。

(庶務)

第6条 名義使用に関する事務は、担当課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、名義使用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年4月25日から施行する。

別紙様式

平成 年 月 日

国立民族学博物館長 殿

団体名 ⑩
代表者・職氏名 ⑩
郵便番号
事務所所在地
電話番号

〇〇名義使用許可願

このたび、下記により「 (行事名) 」を開催することになりましたので、本催しをより有意義なものとするため、貴国立民族学博物館の〇〇名義使用を許可くださるよう関係資料を添えて申請します。

記

行 事 名 称：
開 催 目 的、趣 旨：
主 催（共 催）者 名：
開 催 期 間：
開 催 場 所：
参 加 人 員 及 び 募 集 方 法：
参 加 者 負 担 金 等：

添付書類

1 事業計画書

(研究会、研修会、講習会等の事業については、講師名及び講演のテーマ等具体的に記載すること。)

2 事業に必要な経費の出入りを明らかにする書類

3 主催団体の沿革、組織、役員及び活動等を明らかにする書類

4 従来から実施している行事である場合は、前回の行事を明らかにする書類 (前回の開催要項)

※ ただし、本館と協定を締結している団体及び本館研究者が研究代表者又は研究分担者として参画する科学研究費助成事業等によるプロジェクトからの申請については、添付書類2～4は省略可